

●香川県告示第74号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

令和元年8月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第1号（あおのり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町大東川尻地先

イ 点の位置

基点A 北浦漁港港外防波堤西端

〃 B 丸亀市牛島東端

〃 C 上真島北端

〃 D 旧沖榎塩田北護岸防砂堤基部

〃 E 旧沖榎塩田北護岸防砂堤基部から60メートルのところ

〃 F 旧沖榎塩田北護岸東角

〃 G 宇多津港防波堤突端

〃 H 旧沖榎塩田北護岸防砂堤基部から護岸沿い西へ400メートルのところ

〃 I 北浦埋立地北護岸西角

点 イ EからI見通し線上Eから184メートルのところ

〃 ロ EからI見通し線とFからB見通し線との交差点

〃 ハ FからB見通し線上Fから325メートルのところ

〃 ニ Hから護岸と直角に沖出し340メートルのところ

〃 ホ Hから護岸と直角に沖出し500メートルのところ

〃 ヘ AからC見通し線とFからB見通し線との交差点

〃 ト AからC見通し線とGからI見通し線延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トイの7直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

| 名 称 | 時 期 |
|---------|------------------|
| あおのり養殖業 | 10月1日から翌年6月30日まで |

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 綾歌郡宇多津町

計画番号区第2号（あおのり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 綾歌郡宇多津町大東川尻東地先

イ 点の位置

基点A 北浦漁港港外防波堤西端

〃 B 上真島北端

〃 C 北浦漁港西岸壁基部西端

〃 D 吉田埋立地西護岸南角防波堤突端

〃 E 北浦埋立地北護岸西角

〃 F 北浦埋立地北護岸西角から護岸沿い南へ172メートルのところ

〃 G 大東川尻左岸護岸突端

〃 H 大東川尻左岸護岸突端から護岸沿い西へ220メートルのところ

〃 I 宇多津港防波堤突端

〃 J 大東川尻左岸護岸突端から護岸沿い西へ130メートルのところ

点 イ CからD見通し線上Cから30メートルのところ

〃 ロ FからE見通し延長線上Eから30メートルのところ

〃 ハ CからE見通し延長線上Eから30メートルのところ

〃 ニ FからI見通し線上Fから30メートルのところ

〃 ホ イからロ見通し延長線とニからハ見通し延長線との交差点

〃 ヘ GからE見通し線とニからハ見通し線との交差点

〃 ト GからE見通し線とFからI見通し線との交差点

〃 チ FからI見通し線とJから護岸と直角に沖出しした線との交差点

〃 リ Hから又見通し線とJから護岸と直角に沖出しした線との交差点

〃 ヌ AからB見通し線上Aから567メートルのところ

〃 ル AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イホ、ホへ、へト、トチ、チリ、リヌ、ヌル、ルイの8直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

| 名 称 | 時 期 |
|---------|------------------|
| あおりの養殖業 | 10月1日から翌年6月30日まで |

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 綾歌郡宇多津町

2 免許予定日 令和元年10月1日

3 免許の存続期間 令和元年10月1日から令和5年9月30日まで

4 免許申請期間 令和元年8月20日8時30分から同月21日17時まで